

国際観光旅客税法施行令新旧対照表

改正後 改正前

附則

(税理士法施行令の一部改正)

第三条 税理士法施行令(昭和二十六年政令第二百十六号)の一部を次のように改正する。

(税理士業務の対象としない租税)

第一条 税理士法(以下「法」という。)第二条第一項に規定する政令で定める租税は、印紙税、登録免許税、自動車重量税、電源開発促進税、国際観光旅客税、関税、とん税、特別とん税及び狩猟税並びに法定外普通税(同項に規定する法定外普通税をいい、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第二項において準用する同法第四条第三項若しくは第五条第三項の規定又は同法第七百三十四条第五項の規定によつて課する普通税を含む。)及び法定外目的税(法第二条第一項に規定する法定外目的税をいい、地方税法第一条第二項において準用する同法第四条第六項若しくは第五条第七項の規定又は同法第七百三十五条第二項の規定によつて課する目的税を含む。)とする。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令の一部改正)

第四条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令(昭和二十七年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

(国際観光旅客税が免除される本邦からの出国に係る運送契約の範囲等)

第二条の二 法第九条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家族(以下この条において「合衆

(税理士業務の対象としない租税)

第一条 税理士法(以下「法」という。)第二条第一項に規定する政令で定める租税は、印紙税、登録免許税、自動車重量税、電源開発促進税、関税、とん税、特別とん税及び狩猟税並びに法定外普通税(法第二条第一項に規定する法定外普通税をいい、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第二項において準用する同法第四条第三項若しくは第五条第三項の規定又は同法第七百三十四条第五項の規定によつて課する普通税を含む。)及び法定外目的税(法第二条第一項に規定する法定外目的税をいい、地方税法第一条第二項において準用する同法第四条第六項若しくは第五条第七項の規定又は同法第七百三十五条第二項の規定によつて課する目的税を含む。)とする。

国軍隊の構成員等」という。)の本邦からの出国のために締結される運送契約は、その締結に際し、合衆国軍隊の権限ある官憲の発給する証明書で当該運送契約による合衆国軍隊の構成員等の本邦からの出国が同項に規定する用務を遂行するために必要なものであること及び当該運送契約に係る運賃が合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関によつて支弁されることを証明するものを提出して締結されたものでなければならぬ。

2 法第九条第二項に規定する運送契約を締結した同項に規定する国際旅客運送事業を営む者は、当該運送契約の締結に際し提出された前項に規定する証明書を整理し、当該運送契約による合衆国軍隊の構成員等の本邦からの出国の日の属する月の翌々月末日の翌日から七年間、これを保存しなければならぬ。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令の一部改正)

第五条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令(昭和二十九年政令第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

(消費税等の免除手続等)

第一条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(以下「法」という。)第三条において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十一号)第七条第二項、第十条第一項、第十条の二第一項若しくは第十条の三第一項の規定に基づく消費税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税若しくは石油石炭税の免除の手続、同法第十一条第一項ただし書の規定に基づく当該免除を受けた資産、揮発油、課税石油ガス、原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の譲渡若しくは譲受けの承認の手続、同法第九条第一項の規定により国際観光旅客税が免除される本邦からの出国に係る運送契約の範囲又は同条第二項の規定に基づく書類の保存方法については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び

(消費税等の免除手続等)

第一条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(以下「法」という。)第三条第一項又は第二項において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十一号)第七条第二項、第十条第一項、第十条の二第一項若しくは第十条の三第一項の規定に基づく消費税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税若しくは石油石炭税の免除の手続、又は同法第十一条第一項ただし書の規定に基づく当該免除を受けた資産、揮発油、課税石油ガス、原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の譲渡若しくは譲受けの承認の手続については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時

安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第二百二十四号）第二条から第四条までの規定を準用する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第六条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

（国際観光旅客税が免除される外交官等の本邦からの出国に係る運送契約の範囲等）

第五十一条の六 法第九十条の十六第一項の規定の適用を受ける大使等（同項に規定する「大使等」をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の本邦からの出国のために締結される運送契約は、その締結に際し、当該運送契約による大使等の本邦からの出国が同条第一項に規定する任務を遂行するために必要なものであることを証する書類として財務省令で定めるものを提示し、又は提出し、かつ、当該運送契約により本邦から出国する大使等の氏名その他の財務省令で定める事項を記載した書類を提出して締結されたものでなければならぬ。

2 法第九十条の十六第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 国賓その他これに準ずる賓客として接遇されることが閣議において決定又は了解された者及びその随員
- 二 前号に掲げるもののほか、次に掲げる者及びその随員であつて国賓その他これに準ずる賓客として接遇されるもの
 - イ 外国の元首（当該国の憲法に基づき元首の任務を遂行する団体の構成員を含む。）及び外国の元首の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族
 - ロ 外国の政府の長及び外国の政府の長の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族
 - ハ 外国の議会の長及び外国の議会の長の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族
- ニ 外国の大臣及びこれに同行する家族並びに外国の大臣に準ずる地

特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第二百二十四号）第二条、第三条、第三条の二若しくは第三条の三又は第四条の規定を準用する。

位にある者

ホ 国際連合の事務総長及び事務次長並びに他の国際機関の事務局長及びこれに準ずる地位にある者並びにこれらの者に同行する家族

3 法第九十条の十六第二項の規定の適用を受ける国賓等（同項に規定する国賓等をいう。以下この条において同じ。）の本邦からの出国のために締結される運送契約は、その締結に際し、当該運送契約により本邦から出国する者が国賓等であることを証する書類として財務省令で定めるものを提出して締結されたものでなければならない。

4 法第九十条の十六第三項に規定する運送契約を締結した同項に規定する国際旅客運送事業を営む者は、当該運送契約の締結に際し提出された第一項又は前項の書類を整理し、当該運送契約による大使等又は国賓等の本邦からの出国の日の属する月の翌々月末日の翌日から七年間、これを保存しなければならない。

(国税通則法施行令の一部改正)

第七条 国税通則法施行令(昭和三十七年政令第百三十五号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章	総則(第一条—第四条)
第二章	国税の納付義務の確定(第五条・第六条)
第三章	国税の納付及び徴収(第七条—第十二条)
第四章	納税の猶予及び担保(第十三条—第二十条)
第五章	国税の還付及び還付加算金(第二十一条—第二十四条)
第六章	附帯税(第二十五条—第二十八条)
第七章	国税の更正、決定等の期間制限(第二十九条・第三十条)
第七章の二	国税の調査(第三十条の二—第三十条の六)
第八章	不服審査(第三十一条—第三十八条)
第九章	雑則(第三十九条—第四十三条)
第十章	犯則事件の調査及び処分(第四十四条—第五十六条)
附則	

(定義)

目次

第一章	同
第二章	同
第三章	同
第四章	同
第五章	同
第六章	同
第七章	同
第七章の二	国税の調査(第三十条の二—第三十条の五)
第八章	同
第九章	同
第十章	同
附則	同上

(定義)

第一条 この政令において「国税」、「源泉徴収等による国税」、「消費税等」、「附帯税」、「納税者」、「納税申告書」、「法定申告期限」、「法定納期限」、「課税期間」、「強制換価手続」、「修正申告書」、「更正の請求」又は「還付加算金」とは、それぞれ国税通則法（以下「法」という。）第二条（定義）、第十九条第三項（修正申告）、第二十三条第二項（更正の請求）又は第五十八条第一項（還付加算金）に規定する国税、源泉徴収等による国税、消費税等、附帯税、納税者、納税申告書、法定申告期限、法定納期限、課税期間、強制換価手続、修正申告書、更正の請求又は還付加算金をいう。

（納税の告知に係る納期限等）

第八条 法第三十六条第一項各号（納税の告知）に掲げる国税につきその法定納期限後に納税の告知をする場合、国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）第十八条第一項（国際観光旅客等による納付）の規定により納付すべき国際観光旅客税でその法定納期限までに納付されなかつたものにつきその法定納期限後に納税の告知をする場合又は過怠税につき納税の告知をする場合には、当該告知に係る納税告知書に記載すべき納期限は、当該告知書を発する日の翌日から起算して一月を経過する日（国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている国税については、当該告知書の送達に要すると見込まれる期間を経過した日）とする。

2 法第三十六条第二項ただし書に規定する政令で定める場合は、本邦に入国する者が入国の際に携帯して輸入する物品につき課する消費税等を税関の当該職員に即納させる場合その他特別の必要に基づき国税を当該職員に即納させる場合とする。

3 省略

（納税の猶予の特例となる国税）

第十四条 法第四十六条第一項第一号（納税の猶予の要件等）に規定する政令で定める国税は、次に掲げる国税とする。

一 省略

二 国際観光旅客税法第十八条第一項（国際観光旅客等による納付）の規定により納付すべき国際観光旅客税（法第四十六条第一項の申請の

第一条 この政令において「国税」、「源泉徴収による国税」、「消費税等」、「附帯税」、「納税者」、「納税申告書」、「法定申告期限」、「法定納期限」、「課税期間」、「強制換価手続」、「修正申告書」、「更正の請求」又は「還付加算金」とは、それぞれ国税通則法（以下「法」という。）第二条（定義）、第十九条第三項（修正申告）、第二十三条第二項（更正の請求）又は第五十八条第一項（還付加算金）に規定する国税、源泉徴収による国税、消費税等、附帯税、納税者、納税申告書、法定申告期限、法定納期限、課税期間、強制換価手続、修正申告書、更正の請求又は還付加算金をいう。

（納税の告知に係る納期限等）

第八条 法第三十六条第一項各号（納税の告知）に掲げる国税につきその法定納期限後に納税の告知をする場合又は過怠税につき納税の告知をする場合には、当該告知に係る納税告知書に記載すべき納期限は、当該告知書を発する日の翌日から起算して一月を経過する日（国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている国税については、当該告知書の送達に要すると見込まれる期間を経過した日）とする。

2 法第三十六条第二項ただし書（口頭による納税の告知）に規定する政令で定める場合は、本邦に入国する者が入国の際に携帯して輸入する物品につき課する消費税等を税関の当該職員に即納させる場合その他特別の必要に基づき国税を当該職員に即納させる場合とする。

3 同上

（納税の猶予の特例となる国税）

第十四条 法第四十六条第一項第一号（災害による納税の猶予）に規定する政令で定める国税は、次に掲げる国税とする。

一 同上

日以前に納税の告知がされたものを除く。）

三 法第十五条第三項第五号（納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定）に掲げる印紙税

四 省略

2 省略

（納税の猶予の申請手続等）

第十五条 納税の告知がされていない源泉徴収等による国税につき法第四十六条第一項又は第二項（納税の猶予の要件等）の規定による納税の猶予を受けようとする者は、所得税法第二百二十条（源泉徴収に係る所得税の納付手続）に規定する計算書又は国際観光旅客税法第十六条第二項（国内事業者による特別徴収等）若しくは第十七条第二項（国外事業者による特別徴収等）に規定する計算書を法第四十六条の二第一項又は第二項（納税の猶予の申請手続等）に規定する申請書に添付しなければならない。

2 税務署長又は税関長は、法第四十六条第一項又は第二項の規定により納税の猶予をした源泉徴収等による国税について納税の告知をするときは、当該告知に係る納税告知書に、法第三十六条第二項（納税の告知）に規定する事項のほか、当該猶予に係る期限を記載しなければならない。

3 前二項の規定は、登録免許税法第二十四条第一項（免許等の場合の納付の特例）に規定する登録免許税について準用する。この場合において、第一項中「所得税法第二百二十条（源泉徴収に係る所得税の納付手続）」に規定する計算書又は国際観光旅客税法第十六条第二項（国内事業者による特別徴収等）若しくは第十七条第二項（国外事業者による特別徴収等）に規定する計算書」とあるのは、「当該登録免許税の課税の基因となる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明がされたことを明らかにする書類」と読み替えるものとする。

（還付金等の充当適状）

第二十三条 法第五十七条第二項（充当）に規定する政令で定める充当をするのに適することとなつた時は、充当に係る国税の法定納期限（次の各号に掲げる国税（延滞税及び利子税を除く。）については、当該各号に定める時とし、その国税に係る延滞税及び利子税については、その納

二 法第十五条第三項第四号（特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定する国税）に掲げる印紙税

三 同上

2 同上

（納税の猶予の申請手続等）

第十五条 納税の告知がされていない源泉徴収による国税につき法第四十六条第一項又は第二項（納税の猶予の要件等）の規定による納税の猶予を受けようとする者は、所得税法第二百二十条（源泉徴収に係る所得税の納付手続）に規定する計算書を法第四十六条の二第一項又は第二項（納税の猶予の申請手続等）に規定する申請書に添付しなければならない。

2 税務署長は、法第四十六条第一項又は第二項の規定により納税の猶予をした源泉徴収による国税について納税の告知をするときは、当該告知に係る納税告知書に、法第三十六条第二項（納税の告知）に規定する事項のほか、当該猶予に係る期限を記載しなければならない。

3 前二項の規定は、登録免許税法第二十四条第一項（免許等の場合の納付の特例）に規定する登録免許税について準用する。この場合において、第一項中「所得税法第二百二十条（源泉徴収に係る所得税の納付手続）」に規定する計算書」とあるのは、「当該登録免許税の課税の基因となる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明がされたことを明らかにする書類」と読み替えるものとする。

（還付金等の充当適状）

第二十三条 法第五十七条第二項（還付金等の充当の効果）に規定する政令で定める充当をするのに適することとなつた時は、充当に係る国税の法定納期限（次の各号に掲げる国税（延滞税及び利子税を除く。）については、当該各号に定める時とし、その国税に係る延滞税及び利子税に

付又は徴収の基因となつた国税に係る当該各号に定める時とする。)と還付金等(法第五十六条第一項(還付)に規定する還付金等をいう。以下同じ。)が生じた時(還付加算金については、その計算の基礎となつた還付金等が生じた時)とのいずれか遅い時とする。ただし、法第十一条(災害等による期限の延長)の規定による法第三十七条第一項(督促)に規定する納期限の延長、法第四十六条第一項(納税の猶予の要件等)の規定による納税の猶予又は所得税法若しくは相続税法の規定による延納に係る国税につき、当該延長、猶予又は延納の申請又は届出があつた日(当該延長につき申請を要しないときは、当該延長の基因となる理由が生じた日)以後に生じた還付金等を充当するときは、当該延長、猶予又は延納に係る期限と当該還付金等が生じた時とのいずれか遅い日とする。

一・二 省略

三 相続税法第三十五条第二項(更正及び決定の特則)の更正又は決定により納付すべき税額が確定した相続税又は贈与税(前号に掲げる国税を除く。) 当該相続税又は贈与税に係る法第三十五条第二項第二号(申告納税方式による国税等の納付)の規定による納期限

四 法定納期限後に納税告知書が発せられた法第十五条第三項第二号から第四号まで又は第六号(納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定)に掲げる国税 当該告知書を発した時

五 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて同法第二十九条(保税地域の種類)に規定する保税地域(以下「保税地域」という。)から引き取られた課税物件に係る消費税等(第一号及び次号に掲げる国税並びに石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)第十七条第三項(引取りに係る原油等)についての石油石炭税の納付等)の規定により納付すべき石油石炭税を除く。) 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第九条第三項(輸入の許可前における引取り)において準用する関税法第七条の十七(輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知)の書面又は更正通知書を発した時

六 八 省略

2 税関長は、還付金等がある場合において、その還付を受けるべき者か

つては、その納付又は徴収の基因となつた国税に係る当該各号に定める時とする。)と還付金等(法第五十六条第一項(還付)に規定する還付金等をいう。以下同じ。)が生じた時(還付加算金については、その計算の基礎となつた還付金等が生じた時)とのいずれか遅い時とする。ただし、法第十一条(災害等による期限の延長)の規定による法第三十七条第一項(督促)に規定する納期限の延長、法第四十六条第一項(災害による納税の猶予)の規定による納税の猶予又は所得税法若しくは相続税法の規定による延納に係る国税につき、当該延長、猶予又は延納の申請又は届出があつた日(当該延長につき申請を要しないときは、当該延長の基因となる理由が生じた日)以後に生じた還付金等を充当するときは、当該延長、猶予又は延納に係る期限と当該還付金等が生じた時とのいずれか遅い日とする。

一・二 同上

三 相続税法第三十五条第二項(納税申告書の提出期限の更正等)の更正又は決定により納付すべき税額が確定した相続税又は贈与税(前号に掲げる国税を除く。) 当該相続税又は贈与税に係る法第三十五条第二項第二号(更正等による納付)の規定による納期限

四 法定納期限後に納税告知書が発せられた法第十五条第三項第二号、第三号又は第五号(源泉徴収による国税等)に掲げる国税 当該告知書を発した時

五 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて同法第二十九条(保税地域の種類)に規定する保税地域(以下「保税地域」という。)から引き取られた課税物件に係る消費税等(第一号及び次号に掲げる国税並びに石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)第十七条第三項(引取りに係る原油等)についての石油石炭税の納付)の規定により納付すべき石油石炭税を除く。) 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第九条第三項(消費税等に対する準用)において準用する関税法第七条の十七(輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知)の書面又は更正通知書を発した時

六 八 同上

2 税関長は、還付金等がある場合において、その還付を受けるべき者か

ら、関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可（以下「輸入の許可」という。）を受けて保税地域から引き取ろうとする課税物件に係る消費税等（石油石炭税法第十七条第三項の規定により納付すべき石油石炭税を除く。）に当該還付金を充てたい旨の書面が提出されたときは、当該消費税等の法定納期限前においても、その充当をすることができ、前項の規定にかかわらず、法第五十七条第二項に規定する政令で定める充当をするのに適することとなつた時は、当該書面の提出があつた時とする。

（還付加算金）

第二十四条 省 略

2 法第五十八条第一項第三号に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる過誤納金の区分に応じ、当該各号に定める日（その日が当該過誤納金に係る国税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限）とする。

一 省 略

二 源泉徴収等による国税（当該国税に係る延滞税を含む。）に係る過誤納金（法第五十八条第一項第一号ロに掲げる過納金及び同条第四項の規定の適用がある過納金を除く。）及び国際観光旅客税法第十八条第一項（国際観光旅客等による納付）の規定により納付すべき国際観光旅客税（納税の告知がされたものを除く。）に係る過誤納金 税務署長又は税関長がその過誤納の事実の確認をした日

三 五 省 略

3 前項第二号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を税務署長又は税関長に提出しなければならない。

一 四 省 略

4 法第五十八条第五項に規定する政令で定める理由は、法第二十三条第二項第一号及び第三号（更正の請求）（第六条第一項第五号（更正の請求）に掲げる理由を除く。）並びに法以外の国税に関する法律の規定により更正の請求の基因とされている理由（修正申告書の提出又は更正若しくは決定があつたことを理由とするものを除く。）で当該国税の法定申告期限後に生じたものとする。

ら、関税法第六十七条（輸入又は輸出の許可）の規定による輸入の許可（以下「輸入の許可」という。）を受けて保税地域から引き取ろうとする課税物件に係る消費税等（石油石炭税法第十七条第三項の規定により納付すべき石油石炭税を除く。）に当該還付金を充てたい旨の書面が提出されたときは、当該消費税等の法定納期限前においても、その充当をすることができ、前項の規定にかかわらず、法第五十七条第二項に規定する政令で定める充当をするのに適することとなつた時は、当該書面の提出があつた時とする。

（還付加算金）

第二十四条 同 上

2 法第五十八条第一項第三号に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる過誤納金の区分に応じ、当該各号に掲げる日（その日が当該過誤納金に係る国税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限）とする。

一 同 上

二 源泉徴収による国税（当該国税に係る延滞税を含む。）に係る過誤納金（法第五十八条第一項第一号ロに掲げる過納金及び同条第四項の規定の適用がある過納金を除く。） 税務署長がその過誤納の事実の確認をした日

三 五 同 上

3 前項第二号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を税務署長に提出しなければならない。

一 四 同 上

4 法第五十八条第五項に規定する政令で定める理由は、法第二十三条第二項第一号及び第三号（特別の場合の更正の請求）（第六条第一項第五号（更正の請求）に掲げる理由を除く。）並びに法以外の国税に関する法律の規定により更正の請求の基因とされている理由（修正申告書の提出又は更正若しくは決定があつたことを理由とするものを除く。）で当該国税の法定申告期限後に生じたものとする。

(期限内申告書を提出する意思等があつたと認められる場合)

第二十七条の二 法第六十六条第七項(無申告加算税)に規定する期限内申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 省 略

二 前号に規定する期限後申告書に係る納付すべき税額の全額が法定納期限(当該期限後申告書に係る納付について、法第三十四条の二第一項(口座振替納付に係る通知等)に規定する依頼を税務署長が受けていた場合又は電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)第四条第一項(口座振替納付に係る納付書の送付等)に規定する依頼を税関長が受けていた場合には、当該期限後申告書を提出した日。以下この号において同じ。)までに納付されていた場合又は当該税額の全額に相当する金銭が法定納期限までに法第三十四条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)(納付受託者に対する納付の委託)の規定による委託に基づき納付受託者に交付されていた場合若しくは当該税額の全額について法定納期限までに同項(第二号に係る部分に限る。)の規定により納付受託者が委託を受けていた場合

2 法第六十七条第三項(不納付加算税)に規定する法定納期限までに納付する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、同項に規定する納付に係る法定納期限の属する月の前月の末日から起算して一年前の日までの間に法定納期限が到来する源泉徴収等による国税について、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第三十六条第一項(第二号に係る部分に限る。)(納税の告知)の規定による納税の告知(法第六十七条第一項ただし書に該当する場合における納税の告知を除く。)を受けたことがない場合

二 法第三十六条第一項(第二号に係る部分に限る。)(納税の告知)の規定による納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された事実(その源泉徴収等による国税に相当する金銭が法定納期限までに法第三十四条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)(納税の告知)の規定による委託に基づき納付受託者に交付されていた場合及び当該国税について法定納期限までに同項(第二号に係る部分に限る。)(納税の告知)の規定により納付受託者が委託を受けていた場合並びに法第六十七条第一項ただし書に該当する場合

(期限内申告書を提出する意思等があつたと認められる場合)

第二十七条の二 同 上

一 同 上

二 前号に規定する期限後申告書に係る納付すべき税額の全額が法定納期限(当該期限後申告書に係る納付について、法第三十四条の二第一項(口座振替納付に係る納付書の送付等)に規定する依頼を税務署長が受けていた場合又は電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)第四条第一項(口座振替納付に係る納付書の送付等)に規定する依頼を税関長が受けていた場合には、当該期限後申告書を提出した日。以下この号において同じ。)までに納付されていた場合又は当該税額の全額に相当する金銭が法定納期限までに法第三十四条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)(納付受託者に対する納付の委託)の規定による委託に基づき納付受託者に交付されていた場合若しくは当該税額の全額について法定納期限までに同項(第二号に係る部分に限る。)(納税の告知)の規定により納付受託者が委託を受けていた場合

2 法第六十七条第三項(不納付加算税)に規定する法定納期限までに納付する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、同項に規定する納付に係る法定納期限の属する月の前月の末日から起算して一年前の日までの間に法定納期限が到来する源泉徴収による国税について、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第三十六条第一項第二号(納税の告知)の規定による納税の告知(法第六十七条第一項ただし書に該当する場合における納税の告知を除く。)を受けたことがない場合

二 法第三十六条第一項第二号の規定による納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された事実(その源泉徴収による国税に相当する金銭が法定納期限までに法第三十四条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)(納税の告知)の規定による委託に基づき納付受託者に交付されていた場合及び当該国税について法定納期限までに同項(第二号に係る部分に限る。)(納税の告知)の規定により納付受託者が委託を受けていた場合並びに法第六十七条第一項ただし書に該当する場合における法定納期限後に納

における法定納期限後に納付された事実を除く。)がない場合

(国際観光旅客税の調査の終了の際の手続)

第三十条の五 法第七十四条の十一第一項(調査の終了の際の手続)に規定する更正決定等には法第四十五条第一項(税関長又は国税局長が徴収する場合の読替規定)の規定により読み替えて適用される法第三十六条第一項(納税の告知)の規定による納税の告知(国際観光旅客税法第十八条第一項(国際観光旅客等による納付)の規定により納付すべき国際観光旅客税に係るものに限る。)を含むものとし、法第七十四条の十一第六項の納付には国際観光旅客税法第十八条第一項の規定により納付すべき国際観光旅客税の納付を含むものとする。

(預貯金者等情報の管理)

第三十条の六 省 略

(納税証明書の交付の請求等)

第四十一条 法第二百二十三条第一項(納税証明書の交付等)に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 請求に係る国税の納付すべき額として確定した税額(法第十五条第三項第二号から第四号まで及び第六号(納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定)に掲げる国税については、その納税の告知に係る税額)並びにその納付した税額及び未納の税額(これらの額がないことを含む。)

二 六 省 略

2 次に掲げる国税に関する事項は、前項各号(第五号を除く。)に掲げる事項に該当しないものとする。

一 所得税法第四編第一章から第五章まで(源泉徴収)又は国際観光旅客税法第十六条第一項(国内事業者による特別徴収等)若しくは第七十七条第一項(国外事業者による特別徴収等)の規定により徴収する国税(所得税法第二百二十一条(源泉徴収に係る所得税の徴収)又は国際観光旅客税法第十六条第三項若しくは第十七条第三項の規定により徴収する国税を除く。)

二 法第十五条第三項第三号から第六号までに掲げる国税(納税の告知

付された事実を除く。)がない場合

(預貯金者等情報の管理)

第三十条の五 同 上

(納税証明書の交付の請求等)

第四十一条 同 上

一 請求に係る国税の納付すべき額として確定した税額(法第十五条第三項第二号、第三号及び第五号(納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定)に掲げる国税については、その納税の告知に係る税額)並びにその納付した税額及び未納の税額(これらの額がないことを含む。)

二 六 同 上

2 同 上

一 所得税法第四編第一章から第五章まで(源泉徴収)の規定により徴収する国税(同法第二百二十一条(強制徴収)の規定により徴収する国税を除く。)

二 法第十五条第三項第三号から第五号までに掲げる国税(納税の告知

がされたものを除く。）

三 省 略

356 省 略

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第八条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

（輸出入等関連業務の範囲）

第一条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号イ（定義）に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 省 略

二 次に掲げる教示、通知、交付又は諾否の応答に関する業務

イ 省 略

ト 別表第三号、第六号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号、第三号の五、第二九号の七、第三〇号、第三一号、第三二号、第三号、第三四号、第三五号、第三七号から第四〇号まで、第四二号の二、第四五号、第四六号、第五〇号、第五一号の三、第五三号の二、第五四号の七、第五五号、第五五号の七、第五七号、第五七号の一〇、第五八号から第六一号の二まで、第六二号から第六三号の二まで、第六四号、第七一号、第七一号の二、第七二号の四、第七四号、第七五号、第七八号から第八五号まで、第八五号の四、第八七号、第九〇号、第九〇号の二、第九一号の二又は第九三号に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答

三 省 略

四 国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）第十七条（国外事業者による特別徴収等）又は第十八条（国際観光旅客等による納付）に

規定する国際観光旅客税の納付又は徴収に関する業務で、第一号又は

第二号に掲げる業務以外のもの

六 省 略

がされたものを除く。）

三 同 上

356 同 上

（輸出入等関連業務の範囲）

第一条 同 上

一 同 上

二 同 上

イ 同 上

ト 別表第三号、第六号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号、第三号の五、第二九号の七、第三〇号、第三一号、第三二号、第三号、第三四号、第三五号、第三七号から第四〇号まで、第四二号の二、第四五号、第四六号、第五〇号、第五一号の三、第五三号の二、第五四号の七、第五五号、第五五号の七、第五七号、第五七号の一〇、第五八号から第六一号の二まで、第六二号から第六三号の二まで、第六四号、第七一号、第七一号の二、第七二号の四、第七四号、第七五号、第七八号から第八五号まで、第八七号、第九〇号、第九〇号の二、第九一号の二又は第九三号に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答

三 同 上

四 同 上

五 同 上

六 同 上

七|省略
八|省略
九|省略
257 省略

別表（第一条、第三条、第四条関係）

番号	手続
一〇八五	省略
八五の二	国際観光旅客税法第十七条第二項（国外事業者による特別徴収等）の規定による計算書の提出
八五の三	国際観光旅客税法第二十条各項（税関長に対する国際旅客運送事業の開廃等の届出）の規定による届出
八五の四	国際観光旅客税法施行令（平成三十年政令第百六十一号）第六条第一項（国外事業者の納税地の特例の承認の申請）の規定による申請書の提出又は同条第四項の規定による書類の提出
八六〇八七	省略
八七の二	国税通則法第一百七十七条第二項（納税管理人）の規定による届出（国際観光旅客税に係る税関長に対するものに限る。）
八八〇二二	省略

（復興特別所得税に関する政令の一部改正）

第十条 復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）

六|同上
七|同上
八|同上
257 同上

別表（第一条、第三条、第四条関係）

番号	手続
一〇八五	同上
八六〇八七	同上
八八〇二二	同上

（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）

第十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

所得税法 施行令													第一欄
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	第二欄
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	第三欄
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	第四欄

第十三条 同上

同上													第一欄
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	第二欄
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	第三欄
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	第四欄

														租税特別 措置法施 行令	
省略				省略				省略				省略			
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

														同上	
同上				同上				同上				同上			
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（																
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	

同上																
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

省略		省略			省略	省略	省略		省略	省略			省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上		同上			同上	同上	同上		同上	同上			同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十七号）

省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上															
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和六十三年政令第三百三十五号）															
省略		省略		省略			省略		省略						
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上															
同上		同上		同上			同上		同上						
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

国税通則 法施行令															
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上															
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

内国税の 適正な課 税の確保 を図るた	国税徴収 法(昭和 三十四年 法律第百 四十七号)											
	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	第 四 十 一 条 第 二 項 第 一 号	省 略	省 略	省 略	
	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	の 徴 収	省 略	省 略	省 略	
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	の 徴 収 (特 別 措 置 法 第 二 十 八 条 第 五 項 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む。)	省 略	省 略	省 略	省 略

同 上	同 上											
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 法 第 二 百 二 十 一 条 (強 制 徴 収)	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	所 得 税 法 第 二 百 二 十 一 条 (強 制 徴 収) (特 別 措 置 法 第 二 十 八 条 第 五 項 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む。)	同 上	同 上	同 上	同 上

											めの外 送金等に 係る調査 の提出等 に関する 法律施行 令(平成 九年政令 第三百六 十三号)
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略							省 略
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	

											同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上							同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	

民事再生法(平成十一年法律第二百)	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)	地方税法(昭和三十五年政令第二百四十五号)	相統税法(昭和三十五年政令第七十一号)	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
				省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
				省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

2
3
4 省
略

会社更生 法(平成 十四年法 律第百五 十四号)	二十 五号
省 略	
省 略	
省 略	

2
3
4 同
上

同 上	
同 上	
同 上	
同 上	